41　新規就農者育成総合対策

【令和７年度予算概算要求額　14,870（9,638）百万円】

＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を**地方と連携して親元就農も含めて支援**するとともに、**就農に向けた研修資金**、**経営開始資金の交付**、地域において**就農前から就農後までをトータルサポートできる体制の充実**、**農地の受け手確保**に向けた**新規就農者の誘致環境の整備**等の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**、**就農相談会の開催**等の取組を支援します。

＜政策目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

１．経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入を支援**する場合、都道府県支援分の２倍を国が支援します。

２．資金面の支援

①　**新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
②　**研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

３．サポート体制の充実、誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

①　**就農前から就農後までの農地、生活、技術面等をトータルサポート**できる**体制の構築**やこれらの**サポート活動**について支援します。
②　地域計画の策定により明らかになる**受け手のいない農地に新規就農者を誘致**するための**体制づくり**、**誘致の実践**及び**研修農場の整備**を支援します。
③　農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
④　就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

＜事業の流れ＞

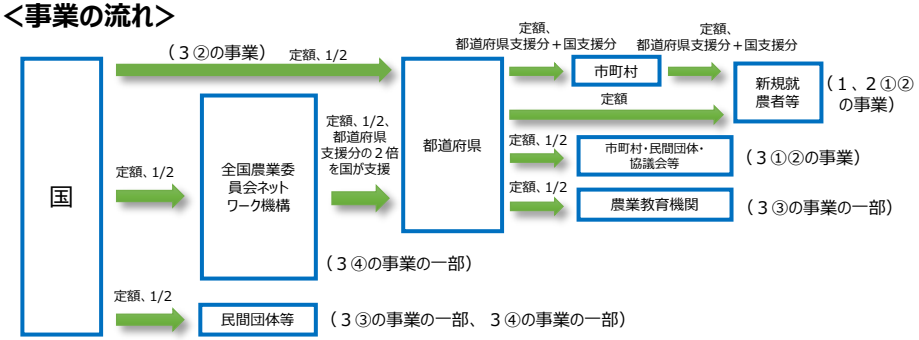

＜事業イメージ＞

１．経営発展への支援

経営発展支援事業※１
（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）
対象者：認定新規就農者※２（就農時49歳以下）
支援額：補助対象事業費上限1,000万円（２①の交付対象者は上限500万円）
補助率：都道府県支援分の２倍を国が支援（国の補助上限1/2　〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4)

２．資金面の支援

①　経営開始資金※３
対象者：認定新規就農者※４(就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※５
　　×最長３年間
補助率：国10/10

②　就農準備資金※３
対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※５
　　×最長２年間
補助率：国10/10

３．サポート体制の充実、誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

①　サポート体制構築事業
・複数の機関の協働による効果的な支援体制の構築
・就農前後における農地、生活、技術面等の
　トータルサポート活動の実施

②　農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
・新規就農者の誘致体制づくり、誘致活動
・実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・
　施設の導入、施設整備

③　農業教育高度化事業
農業大学校・農業高校等における
・農業機械・設備等の導入
・国際的な人材育成に向けた海外研修
・スマート農業、環境と調和のとれた農業等の
　カリキュラム強化
・現場実習や出前授業の実施
・先進的な教育・研修モデルの創出　等

④　農業人材確保推進事業
就農相談会の開催、農業の魅力発信　等

※１　取組計画に応じた事業採択方式
※２　新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから５年以内に継承した者）が対象
※３　前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象
※４　新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから５年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象
※５　支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-3502-6469）